

見る！聴く！動く！

衆議院議員田中和徳 かずのり 国政報告第237号

ご相談やご意見、ご要望のある方
はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所

TEL 03-3508-7294

FAX 03-3508-3504

<http://www.kamome.or.jp/k-tanaka>

E-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



選挙権年齢を18歳に引き下げる！

公職選挙法の改正案を与野党6党が国会へ共同提出！

今国会での成立は確実、来年夏の参院選から適用される見通し！

1. 公職選挙法改正案の内容 選挙権年齢は20歳を18歳まで引き下げ

＜公職選挙法改正案の主な内容＞

①投票権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に変更。

対象は衆参の国政選挙、都道府県と市区町村の議会・首長の選挙。

②裁判員や検察審査会の審査員等は、20歳以上で当面据え置き。

③重大な公職選挙法違反時は18歳19歳でも原則として刑事裁判対象。

○本年3月5日、自民・民主・公明・維新・次世代・生活の与野党6党が公職選挙法改正案を衆議院に議員立法案として共同提出。今国会中の成立は確実な状況。

○改正案が成立すると、現在18歳・19歳の約240万人が新しく有権者に加わる。
当面、来年夏の参議院選挙から適用される見通し。

○改正案には少年法に対する特例を設けている。特に買収や利益誘導等、連座制が適用される重大な違反の場合、18歳・19歳でも原則として地方裁判所で刑事裁判の対象。

○通常、少年法ではまず家庭裁判所に送致され、家庭裁判所で犯罪の程度が重大・悪質と判断された場合は地方裁判所に送致される。

○改正案では、国民投票法と公職選挙法に続き、少年法や民法でも成人年齢を20歳から18歳に引き下げるべきかどうか、検討するよう要請している。

＜年齢ごとの少年法における保護の内容＞

	少年法適用	少年院送致	責任能力	刑事裁判	刑罰の減刑	備考
0歳～11歳	○	×	×	×	刑罰の対象外	責任能力がなく、刑事裁判による処罰は受けない 少年院にも送致されない
12歳・13歳	○	○	×	×	刑罰の対象外	責任能力がなく、刑事裁判による処罰は受けない 矯正のために少年院に送致されることはある
14歳・15歳	○	○	○	×	刑罰の対象外	責任能力があり、少年法に基づく処罰を受ける 刑事裁判には掛けられない 矯正のために少年院に送致されることはある
16歳・17歳	○	○	○	△	○	責任能力があり、犯罪が重大・悪質な場合は 家庭裁判所の判断で刑事裁判を受ける 刑罰は通常の成人より減刑される
18歳・19歳	○	○	○	△	×	責任能力があり、犯罪が重大・悪質な場合は 家庭裁判所の判断で刑事裁判を受ける 刑罰は通常の成人と同じで、減刑されない

(裏面に続く)

平成27年3月16日

2. 憲法改正の時の国民投票法成立から今回の公職選挙法改正に至る経緯

- 平成19年、憲法改正の為の国民投票法が成立し、投票権年齢を18歳以上と定めた。しかし、同法の附則規定により公選法の18歳改正までは国民投票権も20歳で据え置き。
- 平成21年、法務省の法制審議会民法成年部会の最終報告書が発表される。同報告書は国民投票・国政選挙・地方自治体選挙・各種民法について、投票権や成人年齢を18歳まで引き下げるべきとの結論を出す。
- 平成26年6月、与野党8党の合意に基づき国民投票法改正案が成立。国民投票の投票権年齢が無条件で18歳まで拡大。
国政・地方自治体選挙の投票権についても、18歳まで拡大することで合意。

今回の法改正に至る。

3. 選挙権年齢引き下げの理由 世代間格差と法秩序、世界情勢

- 平成25年の時点で、日本の全人口の約25%が65歳以上の高齢者で占められる一方、14歳以下の子ども世代の人口はその半分のわずか約13%に過ぎない。
- 少子高齢化の進行で若年世代の有権者数も減少。彼らの負担は今後ますます増大していくにも関わらず、その意見が政治に反映されづらいという不公平な状況。
→幅広い年齢層の意見を政治に反映し、世代間格差を緩和する必要性。
- 憲法改正案の賛否に関する国民投票権が18歳まで拡大された結果、国家の最高法規である憲法に直接関係する事項には投票できるのに、国会議員や地方議員、地方自治体の首長を選ぶ際には投票できないという歪な状況。
- また、男子の婚姻、普通自動車の免許など、年齢要件を18歳とする民法が数多く存在。
→法律同士の整合性を保つため、選挙権年齢も18歳まで拡大すべき。
- 世界各国の成人年齢を見たとき、137もの国・地域が、18歳をもって成人としており、他の年齢を成人としている国・地域よりも圧倒的に多い。
→選挙権年齢を18歳まで拡大するのは世界的な趨勢にも合致。

<各種法律の内容と年齢要件の一覧>

	法律の内容	年齢要件
国民投票法	憲法改正時の国民投票の投票権	18歳以上
公職選挙法	衆参の国政選挙、地方自治体の首長・議員選挙の投票権	現在は20歳以上 今回の法改正で18歳まで引き下げ
少年法	犯罪を起こした未成年に保護を与える	0歳～19歳
各種民法	婚姻、深夜労働、飲酒・喫煙、運転免許、クレーンやボイラー等の各種資格など	法律によってバラバラ 統一した基準無し

4. 民法・少年法の成人年齢改正は喫緊の課題

- 国民投票・選挙権の年齢が18歳となることで、飲酒や喫煙など、20歳をもって成人と定めている各種民法や少年法との整合性が今後問題となる。
- 折しも地元・川崎で残虐な殺人事件が発生した。自民党としては他の政党と慎重に議論を重ね、有識者の意見も参考にして、あるべき方向を早急に打ち出していく予定。